

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、行田都市計画学校の決定についての理由を示したものです。

## I 行田都市計画区域の位置等

行田都市計画区域は、都心から約 60 km 圏、埼玉県の一部に位置しています。  
また、行田都市計画区域に含まれる土地の区域は、行田市の行政区域の全域です。

## II 決定の理由

行田市では、児童・生徒数の減少や既存の教育施設の老朽化など、教育環境の改善が課題となっており、それらに対応するため、令和 6 年度及び令和 7 年度に「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画（骨子編・個別編）」をそれぞれ策定しました。

再編計画では、一定の学校規模を確保し、より良い教育環境と質の高い教育を実現するため、既存の小中学校 20 校を 3 校の義務教育学校に再編することとしています。

3 校の義務教育学校は、良好な教育環境を将来にわたり安定的に確保するために必要不可欠の施設であることから、都市計画決定するものです。

今回決定する 1 号行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称）は、児童・生徒の居住分布を踏まえた通学区域内の均衡、徒歩・自転車通学の比率、既存の教育文化施設との有機的連携など、様々な見地から最適と判断した場所に配置するものです。

## III 決定の内容

| 名 称                            | 位 置          | 面 積                     | 内 容  |
|--------------------------------|--------------|-------------------------|------|
| 1 号行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称） | 行田市大字佐間、大字下忍 | 約 38,300 m <sup>2</sup> | 新規決定 |

## IV 関連する都市計画

なし